

# 武蔵野調理師専門学校 教務要綱

(平成25年 9月20日制定)

(趣旨)

第1条 本校の教務に関しては、学則その他別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(授業)

第2条 授業開始の時刻は、別に定める。

2 各科定められた全ての授業科目は、履修しなければならない。

(出欠)

第3条 この要綱において、各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 欠席 出席すべき日に出勤しない場合をいう。

(2) 欠課 各授業時間を完全に欠いた場合、若しくは、60分以上受講しない場合をいう。

(3) 遅刻 各授業時間に30分以内に遅れた場合をいう。

(4) 早退 各授業時間の中で退出した場合をいう。ただし、60分以上受講した場合のみ。

(5) 忌引 近親者の喪に服するため出勤しない場合をいう。

2 欠課、遅刻及び早退の取り扱いは、遅刻及び早退の回数之和3回を1回の欠課に、欠課3回を欠席1日に換算し処理するものとする。

3 懲戒処分による停学期間は欠席とみなす。

(欠席等の取扱)

第4条 出席簿は、各学年のクラス毎に備え、出席及び欠席等の状況を記入する。

2 出席簿の様式は、別に定める。

(公認欠席)

第5条 次に掲げる欠席(以下「公認欠席」という)は出席日数に含める。

(1) 学校感染症発生のための出席停止

(2) 父母及び近親者の喪に服するための忌引

(3) 教務委員会が認めた欠席

- (イ)風水害・地震又は火災等の不測の災害による欠席
  - (ロ)通常の経路及び方法により通学するための交通機関又は交通路の事故等による欠席
  - (ハ)対外試合等の学校外で行われる活動への参加のための欠席
  - (ニ)就職試験、大学編入学試験等のため校長が認めた欠席
  - (ホ)学校管理下における負傷等による欠席
  - (ヘ)学校が主催する国内・国外研修旅行参加による欠席
  - (ト)専門人材育成訓練の訓練生が求職者支援制度を利用するための欠席
- 2 治癒証明書、忌引届等必要な書類を提出しなければならない。

(教育課程編成委員会)

第6条 教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。以下同じ。)にあたっては、教育課程編成委員会での審議を通じて示された企業等の要請その他の情報・意見を十分に活かし、実践的かつ専門的な職業教育を実施するにふさわしい教育課程の編成に努めなければならない。

(校外実習及び地域教育)

第7条 学生は、学術応用の実際の習得を目的とした校外実習及び地域教育を行うことができる。

2 校外実習及び地域教育に関し、必要な事項は別に定める。

(試験)

第8条 試験は、平常試験、定期試験、追試験、再試験、進級認定試験及び卒業認定試験とする。

2 平常試験は学期中に科目担当者の判断で随時実施する。

3 定期試験は前期・後期の学期末にそれぞれ1回実施する。(以下「学期末試験」という。)

4 追試験は学期末試験の受験資格を有するが、試験当日正当な理由で欠席した者で、必要と認めた場合に実施する。

5 再試験は学期末試験を受験したが、教科履修を認められなかった者で、必要と認めた場合に実施する。

6 進級・卒業認定試験は特に本校として必要と認めた者に対して実施する場合がある。

(追・再試験の時期)

第9条 追・再試験の実施時期について前期は10月中旬、後期は2月下旬から3月上旬に実施する。

(定期試験の受験資格)

第10条 各教科科目の授業回数及び授業時間(集中方式の場合)の3分の2以上出席した者に対して、その教科科目の受験資格をあたえる。ただし、次に掲げる者は受験資格を有しない。

- (1) 学費の未納者は、本試験及び追再試験(進級・卒業認定試験を含む)を受験することができない。
- (2) 試験中不正行為をした者。
- (3) 懲戒処分を受けた者が処分期間と試験期間が重なった場合。

(成績評価)

第11条 各教科担当教員は、試験終了後指定の日までに成績を提出するものとする。

- 2 成績の評価は、試験成績・レポート・提出物・受講態度(平常点)などに基づき行う。

(成績評点及び評語)

第12条 成績は100点法によるものとし、評語で表す場合は、次の基準による。

- A 80点～100点
- B 70点～ 79点
- C 60点～ 69点
- D 59点以下

- 2 A・B・Cは合格となり、該当する教科目の履修を認める。Dは不合格となり、その科目の履修は認められない。

(卒業・進級認定)

第13条 校長は、学年末において、原則として第2項各号の全ての基準に該当する者について職員会議に諮り当該学年の終了を認定する。

2 認定基準

- (1) 進級は授業科目年次配当表で1年次に開講される必修科目については、全ての授業を履修する。必要時間数は下記の通り。

(調理専門課程 高度調理経営科)

必修科目 :15科 720時間

選択必修科目: 6科 210時間

(調理専門課程 高度調理製菓科)

必修科目 :16科 750時間

選択必修科目: 7科 240時間

- (2) 卒業は本校に所定の修業年数以上在籍し、学則に規定する教科科目及び授業時間数を履修することを必要とする。

(留年)

第14条 当該学年における課程の修了の認定を受けることができなかった者は、現学年にとどめる

第15条 留年の決定を受けた者は、その年度において履修した科目の全科目を履修しなかったものとし、当該学年における所定の科目をすべて再履修するものとする。

- 2 同一学年において、休学による留年以外の留年の決定を2回受けた場合、本校に在籍することができない。

(成績の通知)

第16条 学期末試験の成績は、通知書にその評価を記載して生徒を通じ保護者に通知するものとする。

- 2 成績通知書には学科ごと学年ごとに総合順位が記載される。

総合順位は学内成績管理システムにて個人の成績を管理、全科目取得合計点の平均点にて算出。

- 3 学習の成果の指標として活用するよう伝える。

(特別休暇)

第17条 学生に対する特別休暇(忌引)は次のとおりとする。

- (1) 配偶者及び一親等親族の喪に服するとき。

7日 (配偶者・父母・子)

- (2) 二親等親族及び一親等姻族の喪に服するとき。

5日 (祖父母・兄弟姉妹・配偶者の父母)

- (3) 三親等親族及び二親等姻族の喪に服するとき。

3日 (曾祖父母・叔父叔母・甥姪・配偶者の兄弟姉妹)

附 則

この要綱は、平成25年 9月20日から施行する。

この要綱は 平成27年 4月 改定・施行

この要綱は 令和元年 4月 改定・施行

この要綱は 令和 2年 4月 改定・施行

この要綱は 令和 5年 4月 改定・施行